

Working Papers

# イベント民泊の拡大に向けて

～イベント民泊の活用事例から成功のポイントを探る～

2019年6月6日

みずほ総合研究所



<目次>

はじめに .....	1
1. イベント民泊とは.....	2
(1) イベント民泊の概要 .....	2
(2) イベント民泊に期待される効果.....	3
(3) イベント民泊の作業フロー .....	3
2. イベント民泊の活用事例とその傾向 .....	6
(1) イベント民泊の活用事例.....	6
(2) イベント民泊事例にみられる傾向 .....	9
3. イベント民泊の成功事例.....	11
(1) 徳島市阿波おどりの概要.....	11
(2) 徳島市阿波おどりへのイベント民泊導入の経緯 .....	11
(3) 徳島市イベント民泊の成功に向けた取組 .....	11
(4) 徳島市イベント民泊の成果と成功のポイント .....	12
おわりに～イベント民泊の拡大に向けた課題 .....	14

## はじめに

訪日外国人観光客数は継続的に増加しており、2018年には2010年の861万人から4倍弱の3,119万人まで膨らんだ。2019年の9月からはラグビーワールドカップが、2020年には東京2020オリンピック・パラリンピックが開催される。日本政府が掲げる「2020年に4,000万人」という訪日外国人観光客数の目標の達成は十分視野に入る状況である。

そのような中で懸念されているのが、「宿泊施設」の不足である。現状においても、イベント開催時の一時的な観光客の増加に対して十分な宿泊施設が確保されておらず、観光客の宿泊需要や、当該地域における食事・土産物購入等の需要を取り込みきれていない例は少なくない。とりわけ、通常時に宿泊施設の稼働率が低い地域においては、宿泊施設の新設や増改築は資金面でのハードルが高く、一時的な宿泊需要増への対応が困難とみられる。

こうした「ボトルネック」への処方箋となり得るのが、「イベント民泊」である。この制度は、行政が実施主体となり、一時的に観光客の増加が見込まれるイベント開催時に、本来は宿泊施設ではない住宅等において、観光客の宿泊を可能とする仕組みである。イベント参加者の多くが開催地で宿泊し、周辺での観光や消費を楽しむことができれば、当該イベントによる地域経済への波及効果は一段と高まろう。民泊ならではの交流を通じて、観光客に地域の魅力をしっかりとアピールできれば、リピーターの増加にも繋がる可能性がある。こうした好循環を生むことが期待されるイベント民泊は、「地方創生」の観点からも、非常に有効な手段と考えられる。

しかし、イベント民泊は実質的な解禁（2015年6月の規制改革実施計画）からまだ日が浅いこともあり、その活用状況や成果・課題が十分に検証されているとは言いがたい。そこで本稿では、イベント民泊の概要をまとめたうえで、これまでの取組に関する情報を出来得る限り収集し、それぞれの成果や課題について取りまとめる。また、株式会社パソナ及び、株式会社パソナ JOB HUB の協力のもと、代表的な成功事例である「徳島市阿波踊り」におけるイベント民泊の実施状況について紹介し、これを踏まえ、同制度のさらなる地理的・規模的拡大のための方策について検討していくこととしたい。

## 1. イベント民泊とは

はじめに「イベント民泊」の概要と、実施する場合の流れ・留意点について整理する。

### (1) イベント民泊の概要

イベント民泊とは、イベント開催時に宿泊施設の不足が見込まれる地域において、一定の条件のもと、住宅宿泊事業法や旅館業法上の許認可を得ずとも、当該地域の住民が「自宅での宿泊」を旅行者に提供できるようにする制度である。2015年6月30日に閣議決定された規制改革実施計画において、地域活性化分野への対応の一環として、「小規模宿泊業のための規制緩和①（イベント等を実施する際の「民泊」における規制緩和）」という形で盛り込まれた。

ここでいう一定の条件とは、下図の通り、①年数回程度（1回当たり2～3日程度）のイベント開催時、②宿泊施設の不足が見込まれること、③イベント開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いもの、の3つである。こうした条件を念頭に、当該イベント開催地の自治体が、イベント民泊の実施判断を行う。

#### 【イベント民泊の制度概要】

<b>1. 年数回程度（1回当たり2～3日程度）のイベント開催時</b>
— 「2～3日程度」はあくまで目安であり、3日以内でなければ認められないということではない — 自治体は、イベント開催期間の前後の日を含めてイベント民泊実施期間と定めることができる
<b>2. 宿泊施設の不足が見込まれること</b>
— 自治体は、必ずしも精緻な調査を実施する必要はない — 当該自治体およびその近隣自治体の宿泊施設の供給量、イベントへの遠方からの来場者数見込み、イベントと無関係な宿泊者数の見込み、さらに過去実績等から、「宿泊施設の不足が見込まれる」と合理的に判断できるのであれば、本要素は満たされる
<b>3. イベント開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いもの</b>
— 必ずしも自治体が主催している必要はなく、協賛、後援しているものも含まれる — イベント民泊の実施について公共性が認められるのであれば、イベント自体が公共的なものである必要はない。対象となるイベントには、地域のお祭り、花火大会に限らず、国際会議や展示会等のビジネスイベント（MICE）、スポーツイベント、コンサート等の音楽イベント等も含まれる

出所：観光庁「イベント民泊ガイドライン」を基にみずほ総合研究所作成

留意点としては、宿泊が「反復継続」にあたる場合、すなわち、実施期間中に宿泊者の入れ替わりがある場合には、旅館業法の適用を受けることである。例えば、4日間の実施期間のうち、前半2日間と後半2日間とで、異なる宿泊者に宿泊してもらうことはできない。あくまで、当該宿泊は、旅館業の「営業（社会性をもって継続反復されるもの）」には該当しないという形を遵守する必要がある。ちなみに、旅館業法上の許可を得ないまま、「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」を行った場合、6ヵ月以下の懲役または3万円以下の罰金に処されることとなる（旅館業法第10条）。

また、イベント民泊は、本来宿泊施設ではない「自宅」に宿泊者を宿泊させるものであることから、自宅提供者・宿泊者・近隣住民間のトラブル防止や、衛生面・治安面に関する事故防止の観点から十分な配慮が求められる。このため、各自治体の観光担当部署においては、旅館業法担当部署や、警察署・消防署等との密な連携が必要となる。なお、ここでいう「自宅」とは、「個人が現に居住する施設」を指しており、その実態が「空き家」であった場合等は、本制度の対象施設とすることができない。

## (2) イベント民泊に期待される効果

イベント民泊は、地域社会にどのような影響を与えるのだろうか。直接的には、宿泊者の増加による当該地域での消費の増加が期待されよう。宿泊施設の不足を解消し、旅行者が日帰りではなく宿泊を選択できるようになれば、周辺での観光や食事・土産物等への消費も拡大する。なお、観光庁によると、2018年の日本人国内旅行1人1回当たりの旅行単価は、日帰り旅行の17,285円に対して、宿泊旅行はその3倍以上の54,300円であったとのことである。あくまで、国内全体の平均値であることに留意が必要であるが、宿泊者の増加が、地域経済にもたらし得るインパクトは小さくないとみられる。

また、イベント民泊には、観光分野のシェアリングエコノミーの普及に向けた、起点としての役割が期待されよう。本制度自体は時限的な枠組みではあるが、これを契機として、地域住民が自発的に旅行者との交流拡大に取り組むようになれば、新たな形での消費や経済の発展を促すことにつながる。その中で、地域住民が新たな生きがい・やりがいを見つけたり、地域の枠組みを超えたコミュニティが創出されたりする可能性もある。こうした流れを後押しすることは、人口減少や高齢化といった課題を抱える地域社会の持続性を高めるために重要な取組といえよう。

## (3) イベント民泊の作業フロー

以下では、イベント民泊を実施するうえで必要となる作業フローを、自治体および自宅提供者、それぞれの立場から確認する。

自治体については、大枠では、①自治体における意思決定、②自宅提供者の公募・審査・要請、③事前研修や注意事項の案内、④イベント期間中の対応、⑤イベント期間後対応、という作業フローとなる。トラブルや事故の防止に万全を期すため、事前の準備・研修、期間中の苦情受付窓口の設置、期間後のアンケート調査といった作業を着実に遂行していく必要がある。

## 【イベント民泊の実施に向けた作業フロー（例）】

自治体（観光部署）	自宅提供者
<b>① 自治体における意思決定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊施設が不足するかを合理的に判断</li> <li>・ 旅館業法担当部署、警察署、消防署等の関係部署と事前相談</li> <li>・ イベント民泊活用について自治体として意思決定</li> </ul>	
<b>② 自宅提供者の公募・審査・要請</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ HPや広報誌により、自宅提供者を公募</li> <li>・ 「募集要件」や「申込書」等の記載事項について関係部署と事前相談</li> <li>・ 提出された申込書を審査し、要請先を決定</li> <li>・ 自宅提供者に対する要請を個別に実施</li> </ul>	<b>① 申込書の提出</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体の公募案内に従い、自宅が旅行者の宿泊に適した施設であるかどうかを確認（A）</li> <li>・ 必要に応じ、近隣住民や関係者と事前相談</li> <li>・ 大まかな構想（B）を練る</li> <li>・ 問題がないことを確認の上、申込書を提出</li> </ul>
<b>③ 事前研修や注意事項の案内</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係部署と連携して、自宅提供者に対する研修や、HP・個別書面による注意事項の案内を実施</li> </ul>	<b>② 要請後の準備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 留意事項等確認、理解のうえ、事前研修に参加</li> <li>・ 研修内容等を踏まえ、詳細な構想（C）を練る</li> </ul>
<b>④ イベント期間中の対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情受付窓口を設け、関係部署と連携して、トラブル時に対応できる体制を構築</li> </ul>	<b>③ 予約受付</b> <p>自ら、または仲介事業者を介して、宿泊者の予約を受付。その際、宿泊者全員の氏名、住所、国籍およびパスポート番号を確認</p>
<b>⑤ イベント期間後の対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅提供者に対するアンケート等を実施</li> <li>・ イベント民泊の実施状況を報告</li> </ul>	<b>④ イベント期間中の対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ チェックイン・チェックアウトの際に本人確認</li> <li>・ トラブル時は速やかに自治体や警察に相談</li> </ul>
	<b>⑤ イベント期間後の報告</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体によるアンケートに協力</li> <li>・ イベント民泊の実施結果を報告</li> </ul>

自宅提供者における確認事項等
<b>(A) 自宅が旅行者の宿泊に適した施設であるかどうかの確認</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅を旅行者に貸し出す権限があるか（賃貸物件の場合、又貸しが禁止されていないか等）</li> <li>・ シャワー、トイレ、洗面設備等が室内またはその付近にあり、清潔な環境が維持されているか</li> <li>・ 清潔なりネンが提供できるか      ・ 近隣住民や関係者に不利益が及ばないか</li> <li>・ その他、自治体が定める募集要件を満たすか</li> </ul>
<b>(B) 大まかな構想</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅の提供方法（住戸全体か、一部の部屋のみ提供か。提供時に在宅するか等）</li> <li>・ 宿泊者の本人確認、鍵の引渡しの方法      ・ 宿泊者の募集方法（仲介事業者を活用するかどうか等）</li> </ul>
<b>(C) 詳細な構想</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊料金等の契約条件      ・ 宿泊者の本人確認、鍵の引渡しの方法      ・ 宿泊者の募集方法</li> <li>・ 旅券の写し等の記録の保存方法      ・ 受入れ前に必要な清掃や衛生対策</li> </ul>

出所：観光庁「イベント民泊ガイドライン」を基にみずほ総合研究所作成

自宅提供者については、大枠では、①申込書の提出、②要請後の準備、③予約受付、⑤イベント期間中の対応、⑥イベント期間後の報告、というフローを経る。また、宿泊者や第三者に損害が生じた場合にそれを補填できるよう、損害保険に加入することも推奨されている。一時的な自宅提供とはいっても、必要となる手続きは相応に手間を要するものである。とりわけ、宿泊者からの予約受付や、宿泊者の本

人確認、清潔なリネンの提供といった事項については、自宅提供者が独自で対応することは困難であり、仲介事業者等からノウハウの提供を得る必要があると思われる。

こうした手間に比して、十分な「成果」を期待できるかどうかは、イベント民泊の在り方について考えていくうえで、重要なポイントである。前述の通り、対象となるイベントは、「年数回程度（1回当たり2～3日程度）」が目安であり、相応の手間がかかる割には、期間が短く、頻度も低い。自宅提供者にとって、「ビジネス」として取り組むには、コスト・リターンのバランスの面でやや問題があるとみられる。裏を返せば、イベント民泊を、自宅提供者にとって魅力的なものとするためには、収益面以外での、何らかのインセンティブを付加する必要があるだろう。



## 2. イベント民泊の活用事例とその傾向

ここでは、1.で整理した「イベント民泊」制度を活用した事例を取りまとめるとともに、その傾向について考察を行う。

### (1) イベント民泊の活用事例

以下の図表は、各種報道・資料等を通じて実施が確認できるイベント民泊のうち、比較的情報を取得できたものについて、「イベントの名称・概要・カテゴリ」、「取組主体」、「イベント実施期間」、「取組ポイント」、「取組の成果・課題」をまとめたものである。

#### 【代表的なイベント民泊の活用事例 ①】

青森県弘前市		お祭り	
弘前さくらまつり		取組主体	弘前市観光政策課
		イベント実施期間	①2017/4/22～5/7、②2018/4/21～5/6
概要	全国屈指のさくらの名所として名高い弘前公園において開催され、16年は期間中に236万人が来客。	取組の成果	① 提供物件数：1件、宿泊者数：2人 ② 提供物件数：4件、宿泊者数6人（最長12泊）
取組ポイント	・市HP等で自宅提供を希望する人を公募 ・民泊仲介サイトで予約を受付	取組の課題	・当該イベント民泊の実施に関する周知不足
青森県弘前市		お祭り	
弘前ねぶたまつり		取組主体	弘前市観光政策課
		イベント実施期間	2017/8/1～2017/8/7
概要	坂上田村麻呂が敵をおびき出すために大きな人形を作ったのが由来との説も。毎年およそ160万人が来客。	取組の成果	・提供物件数：7件、延べ宿泊者数：25人
取組ポイント	・仲介業者のウェブサイト等を通じ宿泊希望者を募集	取組の課題	・見知らぬ人を泊めることへの不安感等から受入ホストが集まりづらい ・情報提供不足で宿泊者からの予約が十分に入らない
青森県五所川原市		お祭り	
五所川原立佞武多 <sup>たちねぶた</sup>		取組主体	五所川原立佞武多運営委員会
		イベント実施期間	①2016/8/4～8/8、②2017/8/4～8/8
概要	高さ20mを超える巨大な山車（組み人形）を運行する。例年120万人程度が来客。	取組の成果	① 提供物件数：6件、宿泊者数：23人 ② 提供物件数：6件、宿泊者数：2人
取組ポイント	—	取組の課題	・イベント民泊制度の認知度不足 ・観光客と受入側とのミスマッチ（条件不一致）
岩手県釜石市		スポーツ	
第9回かまいし仙人峠マラソン大会		取組主体	釜石オープン・フィールド・ミュージアム実行委員会
		イベント実施期間	2018/10/28～10/29
概要	標高差400m、平均斜度約5%の難コースを駆け上がる。なお、釜石市はラグビーワールドカップ2019の開催地。	取組の成果	・提供物件数：17件、宿泊者数：140人
取組ポイント	・実行委員会のコーディネーターをエリア毎に配置し、家庭訪問を通して民泊の仕組みを説明 ・地元住民が勤める観光スポットやグルメ情報をまとめた英語版ガイドブックを作成	取組の課題	・心理的、物理的なハードルが高く、住民の理解促進を図る必要がある

出所：各種報道・資料等を基にみずほ総合研究所作成

## 【代表的なイベント民泊の活用事例 ②】

宮城県石巻市		スポーツ	
ツール・ド・東北		取組主体	(一社)石巻圏観光推進機構
		イベント実施期間	2018/9/15~9/16
概要	東日本大震災の復興支援を目的に2013年から開催しているロングライド形式の自転車イベント。	取組の成果	・提供物件数：22件、延べ宿泊者数：115人
取組ポイント	・受入希望者にホスト経験者らを招いた講習会を開催 ・ホスト、ゲストに満足度に関するアンケートを実施	取組の課題	—
宮城県丸森町		スポーツ	
サイクルフェスタ丸森2018		取組主体	丸森町・まるもり移住・定住サポートセンター
		イベント実施期間	2018/10/7
概要	会場も、サイクリストも、食べ物も、全て「赤」で統一したサイクルフェスタ。	取組の成果	・提供物件数：31件、宿泊者数：37名（外国人21名）
取組ポイント	・関係地域にて説明会を開催し「民泊新法の解説・申請方法」や「南宮城の民泊の取組・民泊の魅力」等を解説 ・地域広報誌でQ&Aを掲載	取組の課題	—
秋田県大仙市		花火大会	
大曲の花火		取組主体	大仙市役所企画部総合政策課
		イベント実施期間	2018/8/25
概要	日本三大花火大会のひとつ。一晩で1万8,000発の花火が打ちあがり、これを80万人が観賞する。	取組の成果	・提供物件数：10件、延べ宿泊者数：42人
取組ポイント	・自宅提供者向けの説明会を複数回開催 ・7月中旬から市のHPで宿泊者を募集	取組の課題	・自宅提供者の確保
富山県南砺市		スポーツ	
TOGA天空トレイルラン		取組主体	TOGA天空トレイル大会実行委員会
		イベント実施期間	2017/5/20
概要	トレイルランは最小限の装備を担いで山野を走るスポーツ。当大会のロングコースの距離は43.4km、標高差は825m。	取組の成果	・提供物件数：4件、宿泊者数：15人
取組ポイント	・同年1月に発生した地滑りで被害を受けた民宿等に代わる宿泊者の受け皿として、イベント民泊を活用	取組の課題	—
岐阜県関市		お祭り	
関市刃物まつり		取組主体	関市刃物まつり実行委員会
		イベント実施期間	2018/10/6~10/7
概要	関市は700有余年の伝統を持つ刃物のまち。刃物大販売市が開かれるとともに日本刀鍛錬や抜刀術の実演等が行われる。	取組の成果	・提供物件数：8件、宿泊者数：3組（うち外国人2組）
取組ポイント	・市HP、市広報誌、SNSによる周知 ・市民向けセミナーの開催 ・地域おこし協力隊と地域委員会の連携による情報発信	取組の課題	・市域内各種イベントとのさらなる連携 ・着地型観光・地域体験メニューの造成
三重県熊野市		花火大会	
熊野大花火大会		取組主体	熊野市・熊野市観光協会
		イベント実施期間	2018/8/17
概要	起源はお盆の精霊供養の簡単な花火。今では、岩場に花火玉を置いて爆発させる「鬼ヶ城大自爆」等、大迫力の見所も。	取組の成果	・提供物件数：10件、宿泊者数：64人
取組ポイント	・民泊終了後にアンケートを実施（利用客64人中39人から回答があり、うち9割が「また利用したい」と回答）	取組の課題	・アパートの空き部屋等の活用によるキャパシティ拡大

出所：各種報道・資料等を基にみずほ総合研究所作成

### 【代表的なイベント民泊の活用事例 ③】

徳島県徳島市		お祭り	
<b>徳島市阿波おどり</b>		取組主体	徳島市観光課
		イベント実施期間	2017/8/12～8/15
概要	約400年続く伝統芸能のひとつ。期間中に120万人を超える観光客が集まり、全国からの観覧ツアーも多く組まれる。	取組の成果	・提供物件数：31件、提供部屋数：46室 ・延べ宿泊者数：273人
取組ポイント	・民泊プラットフォームと連携しての宿泊者募集 ・外国人のチェックインサポート、翻訳アプリの活用等 ・メディアを多数活用した地元住民への告知	取組の課題	・民泊を活用すること等により、宿泊施設不足への対策を地域で自動化していく必要
愛媛県鬼北町		スポーツ	
<b>2017愛顔つなぐえひめ国体</b>		取組主体	鬼北町教育委員会 国体推進室
		イベント実施期間	2017/9/30～10/10
概要	国民体育大会は、日本で毎年開催されるスポーツの祭典であり、各都道府県が持ち回る方式で実施されている。	取組の成果	・提供物件数：約640件、宿泊予定者数：約1,300人
取組ポイント	・大会に出場する選手達を4市町村の一般住宅にて受入 ・町民運動の一環として行うことで地域づくりを促進 ・全国から集う選手・監督との交流を通じて、鬼北町に対する理解や友好を深めてもらうことが目的	取組の課題	・国体を受け持つ機会は少ないため、得られた知見・経験を他の自治体と共有したり、他のイベント等に活用したりしていく必要
高知県四万十町		スポーツ	
<b>四万十川桜マラソン</b>		取組主体	(一社) 四万十町観光協会
		イベント実施期間	2017/3/26
概要	梅や菜の花が彩る四万十川沿いの42.195キロのコースを、37都道府県の1,370人（2017年）が駆け抜けた。	取組の成果	・提供物件数：10件、宿泊者数：25人
取組ポイント	・出場登録書と合わせてイベント民泊の案内を送ることでランナーからの宿泊予約を募った	取組の課題	—
福岡県福岡市		その他	
<b>嵐・EXILEのコンサート</b>		取組主体	福岡市
		イベント実施期間	嵐：2015/12/17～12/19 EXILE：2015/12/26～12/27
概要	人気グループのコンサートに伴い予想される大幅な宿泊施設不足に対応するため、試験的な民泊サービスを実施。	取組の成果	・提供物件数：22件（応募38件）、受入実績：4件
取組ポイント	・市がHP等で自宅提供者を募り、これに応じた自宅提供者側が、インターネット等を使って宿泊希望者向けに発信する仕組みを想定	取組の課題	・自宅提供者からは約200件の問い合わせがあったが、その多くが対象外となる空き家の提供に関するものであった ・コンサート開催直近になり、チケットが確保できなかったファンによるキャンセルが発生

出所：各種報道・資料等を基にみずほ総合研究所作成

また、次ページ図表は、上記分も含め、各種報道・資料等で実施が確認できるイベント民泊について、「イベント名」、「自治体」、「イベント民泊実施期間」、「提供物件数」および「利用者数」を、イベントカテゴリー別に、一覧表としてまとめたものである。

### 【イベント民泊の実績一覧】

	イベント名	自治体	イベント民泊期間	提供物件数	利用者数
お祭り	江差追分全国大会	北海道江差町	2017/9/14 — 2017/9/18	—	—
	弘前さくらまつり (2017)	青森県弘前市	2017/4/22 — 2017/5/5	1	2
	弘前さくらまつり (2018)	青森県弘前市	2018/4/21 — 2018/5/6	4	6
	弘前ねぶたまつり	青森県弘前市	2017/7/31 — 2017/8/7	7	延べ25
	五所川原立佞武多 (2016)	青森県五所川原市	2016/8/3 — 2016/8/8	6	23
	五所川原立佞武多 (2017)	青森県五所川原市	2017/8/3 — 2017/8/9	6	2
	西馬音内盆踊り	秋田県羽後町	2018/8/16 — 2018/8/18	—	—
	相馬野馬追	福島県南相馬市	2017/7/28 — 2017/7/31	—	—
	関市刃物まつり	岐阜県関市	2018/10/5 — 2018/10/8	8	3組
	徳島市阿波おどり	徳島県徳島市	2017/8/11 — 2017/8/16	31	延べ273
	糸満ふるさと祭り	沖縄県糸満市	2017/8/19 — 2017/8/21	8	10
	沖縄全島エイサー祭り	沖縄県沖縄市	2017/9/14 — 2017/9/19	—	—
スポーツ	かまいし千人峠マラソン大会	岩手県釜石市	2018/10/27 — 2018/10/29	17	140
	ツール・ド・東北	宮城県石巻市	2018/9/14 — 2018/9/16	22	延べ115
	サイクルフェスタ丸森	宮城県丸森町	2018/10/6 — 2018/10/7	31	37
	東北・みやぎ復興マラソン	宮城県亘理町	2018/10/13 — 2018/10/14	17	12
	川内の郷 かえるマラソン	福島県川内村	2016/4/30 — 2016/4/30	8	約40
	TOGA天空トレイルラン	富山県南砺市	2017/5/20 — 2017/5/20	4	15
	ふどうの森トレイルラン大会	岐阜県関市	2017/2/19 — 2017/2/19	—	—
	しまだ大井川マラソンinリパティ	静岡県島田市	2016/10/29 — 2016/10/30	1	14
	2017愛顔つなぐえひめ国体	愛媛県鬼北町	2017/10/3 — 2017/10/10	640 (計画)	1,300 (計画)
四万十川桜マラソン	高知県四万十市	2017/3/25 — 2017/3/26	10	25	
花火大会	大曲の花火	秋田県大仙市	2018/8/25 — 2018/8/26	10	延べ42
	熊野大花火大会	三重県熊野市	2018/8/16 — 2018/8/18	10	64
	やつしろ全国花火大会	熊本県八代市	2016/10/15 — 2016/10/15	—	—
その他	嵐のコンサート	福岡県福岡市	2015/12/17 — 2015/12/19	22	4組
	EXILEのコンサート	福岡県福岡市	2015/12/26 — 2015/12/27	—	—
	広島カープ優勝パレード	宮崎県日南市	2017/2/4 — 2017/2/5	5	10
	広島カープセ・リーグ優勝パレードIN沖縄市	沖縄県沖縄市	2017/2/20 — 2017/3/1	3	0

出所：各種報道・資料等を基にみずほ総合研究所作成

#### (2) イベント民泊事例にみられる傾向

2019年4月30日時点で実施が確認できたものは、全部で29件であった。そのうち、「お祭り」に分類できるものが12件、「スポーツ」に分類できるものが10件、「花火大会」に分類できるものが3件、「その他（コンサート等）」が5件となっており、「お祭り」や「スポーツ」関連のイベントでの実績が多い様子が見られる。また地域別では、東北地方が14件と、全体のおよそ半数を占める形となっている。

全体を俯瞰すると、イベント民泊を活用した人の数は、イベントの規模および参加者数に比べれば、まだまだ少ない例がほとんどである。例えば、「弘前さくらまつり」は、期間中に200万人以上が集まるビッグイベントであるが、イベント民泊の実績は、2017年が「提供物件数1件・宿泊者数2名」、2018年が「提供物件数4件・宿泊者数6名」にとどまった。

潜在的な宿泊需要は非常に強いとみられる中、イベント民泊の活用後も、宿泊施設の不足、すなわち自宅提供者の不足が課題であることには、変わりがない模様である。自宅提供者にとって、「知らない人を自宅に泊める」ことへの心理的なハードルは高く、そのことが、全般的な自宅提供者の不足に繋がっていると推測される。「2017 えひめ国体」のような例外（宿泊者のほとんどは国体参加選手・監督）はあるものの、多くのケースにおいては、このような心理的ハードルをいかに引き下げ、十分な自宅提供者を確保するかが、イベント民泊の成否を分ける鍵といえそうである。

また、事例ごとに取得できた情報の格差は、メディアによる関連報道の多寡と直結している。メディアを通じての情報発信が多く、取組のポイントや成果・課題に関して詳細な情報を得られる事例がある一方で、提供物件数や利用者数といった実績値を確認することができない事例も少なくない。このように、事例によって十分な情報の取得が難しいことは、イベント民泊全体の実施状況を分析していくうえで、ひとつのネックとなっている。

そのような中、相当数の自宅提供者および宿泊者を集め、その両者および自治体から高い評価を受けるとともに、頻度の高い情報発信を背景に、具体的な取組概要について確認をすることができる事例もある。次項では、そうした成功事例における創意工夫を具体的に振り返ることで、イベント民泊の成功のために必要な要素について、考察していくこととしたい。

### 3. イベント民泊の成功事例

「徳島市阿波おどり」のイベント民泊（2017年）では、自宅提供物件数31件・提供部屋数46室が確保され、宿泊者数は123人（うち外国人44名）、期間中の延べ宿泊数273名にも上った。ここでは、同イベント民泊における特徴的な取組を振り返ることで、その成功の秘訣を探っていくこととしたい。

#### (1) 徳島市阿波おどりの概要

阿波踊り発祥の地である徳島県では、お盆に各地で阿波踊りが開催されるが、「徳島市阿波おどり」は、その中でも規模・知名度ともに突出した存在である。期間中は、徳島駅南側の繁華街一体が18:00から23:00まで歩行者天国となり、全域が阿波踊り一色となる。踊り子グループは「連」と呼ばれ、同好の士や、企業・大学・団体等を単位に30～500人程度で結成され、踊り子と鳴物（三味線・太鼓・鉦・横笛等）で構成される。阿波おどり実行委員会によると、2017年の期間中の人出は123万人（うち県外客約63万人、県内客約60万人）に達し、参加した連の数は延べ885連に上ったとのことである。

#### (2) 徳島市阿波おどりへのイベント民泊導入の経緯

そうしたビッグイベントにおける宿泊需要の急増に、既存の宿泊施設のみで対処することは困難である。期間中の県外客数は、徳島県の人口の73万3,000人と遜色なく、徳島市の人口の25万4,000人を大幅に上回る（人口は2019年3月時点）。阿波おどり実行委員会によると、徳島市の期間中（4日間）の客室収容可能人数は2万5,000人、県全体の客室収容可能人数は5万8,000人であったという（2016年）。県外客のうち、徳島市内に宿泊できるのはわずか4%、徳島県全体でも10%にとどまる計算となる。観光客の大部分が、宿泊のために隣県に移動したり、自宅まで帰る必要があったりすれば、夜分に開催される阿波踊りを十分に堪能することも困難になる。ここで生じる機会ロスは、単に経済的な側面にとどまらず、文化の振興・発信といった定性的な側面でも決して小さくないと思われる。

#### (3) 徳島市イベント民泊の成功に向けた取組

こうした中、阿波踊り開催時の市内宿泊者増、観光消費の拡大による地域経済活性化、および地域住民と観光客の交流促進を実現するため、イベント民泊が実施されることとなった。その枠組みの中で、サポーターとして自治体と、自宅提供者・宿泊者との「パイプ役」となり、当該イベント民泊の成功に大きな役割を果たしたのが、株式会社パソナである。本件の事務局を運営する同社の担当者は、阿波おどり開催の1ヵ月半前から現地に滞在し、文字通り入口（自宅提供者の募集）から出口（自宅提供者・宿泊者へのアフターケア）まで奔走した。

同社の取組を時系列でまとめると、以下の通りである。

### 【株式会社パソナの徳島市イベント民泊における取組】

① 自宅提供者の募集
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自宅提供者の募集に関するチラシを市内に配布</li><li>・ 各種団体やコミュニティ等を集めたり、集会に参加したりし、説明を実施</li><li>・ 地元テレビやラジオに出演し、広報活動を実施</li><li>・ 希望者に対しての説明会を地元のコミュニティセンターで合計7回開催し、イベント民泊の参加申込方法や実施にあたっての留意事項等を説明</li></ul>
② 自宅提供者の審査
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自宅提供者の申込書の審査</li><li>・ 受入可能な物件かを確認するための現地調査の実施 (現地調査の際には、地元テレビ局の取材にも対応)</li></ul>
③ 自宅提供者に対する研修会の実施
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自宅提供者用の手引きを作成し、宿泊者への対応方法やイベント民泊のルール、関連法規の順守、トラブルの防止、損害保険への加入推奨に関する研修を実施</li></ul>
④ 宿泊者募集
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設概要等を掲載した宿泊者募集専用サイトの制作・運営</li><li>・ 世界最大の民泊プラットフォームであるAirbnbと連携した宿泊者の募集</li><li>・ 東京での宿泊者募集プロモーション活動</li><li>・ 予約受付・問い合わせ対応</li></ul>
⑤ チェックインサポート
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 外国人宿泊者に対するチェックインサポートを実施</li></ul>
⑥ イベント民泊実施中のサポート対応等
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事務局窓口として、24時間サポート対応</li><li>・ 宿泊者と自宅提供の交流の様子等をメディアを通じて発信</li></ul>
⑦ イベント民泊実施後のネットワークづくり
<ul style="list-style-type: none"><li>・ イベント民泊実施後のヒアリング調査</li><li>・ 自宅提供者に対するアフターケア、およびネットワークの形成</li></ul>

出所：株式会社パソナ、株式会社パソナ JOB HUB の資料を基にみずほ総合研究所作成

#### (4) 徳島市イベント民泊の成果と成功のポイント

①・②・③といった準備段階における自宅提供者に対する手厚いサポートや、④の宿泊者募集における民泊プラットフォームとの連携による「顧客の見える化」は、自宅提供者側の「心理的ハードル」を引き下げることにより大きく寄与したとみられる。

また自宅提供者の年齢層は、50歳以上のシニア層が半数程度を占め、世帯人員数でみると「1人暮らし」が大層であったとのことである。金銭面よりむしろ、「地域への貢献」を重視する高齢者層を中心に、イベント民泊に向けた「動機付け」をうまく行うことができていた様子が見える。

加えて、イベント期間中からイベント期間後にかけても、⑤・⑥・⑦といった取組を行うことで、宿泊者・自宅提供者の双方から高い満足感を得ることに成功した。実際に自宅を提供し、宿泊者と直にふれあうことで、楽しさややりがいを得た例は多かった模様で、本件の自宅提供者 31 名のうち、7 名が民泊新法に基づく住宅宿泊事業者の届け出をしたほか、3 名が「簡易宿所」の許可を取得し、本格的な民泊営業を開始しているという。通常の民泊拡大の「呼び水」にもなったという点で、当該イベント民泊の成功は、シェアリングエコノミーの拡大に向けた「流れ」を後押ししたものとしても評価することができよう。

なお、同社によると、自宅提供者数および宿泊者数が相応に拡大したことで、自治体には、当事者同士、もしくは周辺住民とのトラブル等の増加を懸念する声もあったとのことだが、実際には、関係各所に対するトラブルやクレームの報告は 1 件もなく、イベント民泊は無事終了した。衛生面や治安面においても、しっかりとした結果を示していくことで、自治体の側にも、さらなる良い「流れ」を創るための取組の拡大を期待することができよう。

株式会社パソナでは、イベント民泊成功のポイントとして、下図の通り、①自宅提供者募集広報、②地域側の連携体制、③宿泊者募集における安全性の担保の 3 つを挙げている。こうしたノウハウが広く共有されることで、今後のイベント民泊がより有効かつ効率的に実施されていくことが期待される。

### 【イベント民泊成功のポイント】

<b>ポイント①</b>	<b>自宅提供者募集広報</b>
✓ 実施可能な広報媒体の活用 自治体や地域がもつメディアを多数活用し、地域住民へ告知をかける	
✓ 説明会開催地と回数 一度に多くの方に説明するのに効果的。該当地域の住民層に合わせ参加し易いエリアや時間帯を選定	
<b>ポイント②</b>	<b>地域側の連携体制</b>
✓ 旅館業・ホテル組合との協力 宿泊施設不足のため、イベント民泊は理解を得やすい。イベント時に地域を盛り上げるパートナーとして協力要請するのがベター	
✓ 地域の団体、企業、店舗との協力 地域への関わりが深い団体や民泊に精通した事業者を事務局として採用することが有効	
<b>ポイント③</b>	<b>宿泊者募集における安全性の担保</b>
✓ 安心できるプラットフォームを利用 自宅提供者が最も不安視するのは、自身や家族の安全性を保てる宿泊者が来るのか否か、この不安を解消し、安心して楽しく交流できることを伝えることが大切	
✓ 民泊保険への加入 イベント民泊保険を活用し、ホスト・ゲストを守る保険に加入すること	

出所：株式会社パソナ、株式会社パソナ JOB HUB の資料を基にみずほ総合研究所作成



## おわりに～イベント民泊の拡大に向けた課題

イベント民泊は、地域の宿泊施設の「ボトルネック」の解消と、それに伴う地域社会の活性化のために有効な手段であると考えられる。しかし、現状では、まだ解禁から日が浅いこともあり、制度全体として期待に十分応えているとは言い難い。イベント民泊を拡大させていくためには、前述の「成功のポイント」を参考に成功事例を積み上げていくとともに、以下に挙げる課題について解決を図る必要があるだろう。

### ① 自宅提供者に対する動機付け

イベント民泊は、それ単体では「ビジネス」として成立し難い。対象となるイベントは、イベント民泊の準備にかかる手間に比して、期間が短く、頻度も低い。したがって、自宅提供者の募集にあたっては、経済的な面以外でのインセンティブ、例えば「地域への貢献」や「生きがづくり」等を重視する層に、当該制度の意義をしっかりと訴求していく必要がある。この点についても、前述の「徳島市イベント民泊」における取組は大いに参考となろう。行政の側にも、自宅提供者のモチベーションを喚起すべく、現状煩雑な各種手続きの簡素化や、イベント期間における支援措置の拡充等を検討していく必要があると思われる。

### ② 関係者間の情報の共有

前述の通り、イベント民泊の取組内容に関しては、全般に十分な情報が取りづらい状況である。しかし、当該制度をさらに充実・拡大していくためには、成功例は当然のこと、失敗例についても（もしくは失敗例についてこそ）、情報共有されるのが望ましい。各取組についてしっかりと検証し、浮上した課題への対応策を十分に練ることができれば、次に続くイベント民泊の成功率を高めることもできよう。そのためには、メディア等を通じた情報発信に依存した状況を脱し、行政側においても、制度そのもののPDCAサイクルを確立するという観点から、主体的に情報共有・情報提供の在り方を検討していく必要があるだろう。

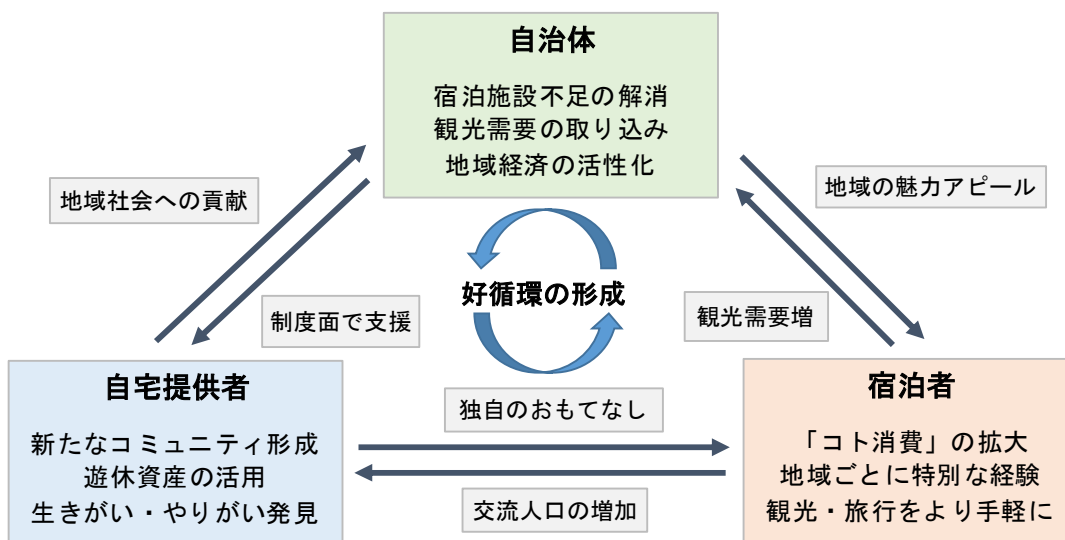
### ③ 「定性面」に対する評価

地域社会の「サステナビリティ(持続可能性)」が非常に重要なテーマとなる中、イベント民泊に対しても、それを高めるための手段のひとつとしての側面を評価すべきであろう。イベント民泊には、地域の枠組みを超えたコミュニティの形成や、地域住民の生きがづくり等、数字では捉えきれない重要な役割も期待されている。定性的な評価をどう行うかといった問題はあるが、この点については、自宅提供者・宿泊者・自治体といった関係者に、継続的にアンケート調査等を行うことで、ある

程度充足することができよう。こうした取組は、イベント民泊という制度の意義と役割を再確認し、次の段階に進めていくうえでも、有効に働くのではないだろうか。

イベント民泊の実施状況に鑑みると、制度としての熟成はまだこれからといった感が強い。目先の超ビッグイベント（ラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピック）までそれほど時間はなく、本制度の活用がどの程度進むかという点にいて、懐疑的な見方もあるかもしれない。しかし、これらのイベントはあくまできっかけであって最終的な目標ではない。世界的にシェアリングエコノミーの流れはますます強まっており、我が国の観光分野もそうした流れに対応していくことが求められよう。イベント民泊についても、観光を梃子とした「地域再生」の呼び水としての役割を再確認したうえで、そのポテンシャルの大きさを念頭に、活用の拡大に向けた粘り強い取組が必要と考えられる。

【観光分野を梃子とした地域再生に関するイメージ】



出所：みずほ総合研究所作成

## イベント民泊の拡大に向けて ～イベント民泊の活用事例から成功のポイントを探る～

発行日：2019年6月6日

発行者：みずほ総合研究所株式会社

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 1-2-1 日土地内幸町ビル

### 【本資料に関するお問合せ先】

みずほ総合研究所株式会社 コンサルティング事業本部

社会・公共アドバイザー部 早乙女 輝美 (Teruyoshi Sotome)

Tel : 03-3591-8745 E-mail : teruyoshi.sotome@mizuho-ri.co.jp

- 本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。
- 本資料は当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。
- 本資料の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談下さい。